

# 運 営 規 定

<指定介護予防通所リハビリテーション>

<指定通所リハビリテーション>

医療法人社団若鮎  
北 島 病 院

# 通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーション

## 北島病院 通所リハビリテーション事業所運営規程

### 第1条(事業の目的)

医療法人社団若鮎が開設する北島病院(以下「事業所」という。)が行う指定通所リハビリテーション及び指定介護予防通所リハビリテーションの事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め事業所の従業者が要介護状態(介護予防通所リハビリテーションにあつては要支援状態)にある高齢者に対し、適正な指定通所リハビリテーション及び指定介護予防通所リハビリテーションを提供することを目的とする。

### 第2条(運営の方針)

1. 指定通所リハビリテーションの提供にあたって、事業所の従業者は、要介護者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行うことにより利用者の心身の機能の維持回復を図る。
2. 指定介護予防通所リハビリテーションの提供にあたって、事業所の従業者は、要支援者が可能な限りその居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行うことにより、要支援者の心身機能の維持回復を図り、もって要支援者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。
3. 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

### 第3条(事業所の名称等)

1. 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- ① 名称 北島病院 通所リハビリテーション
- ② 所在地 高知県高岡郡越知町越知甲 1662 番地

### 第4条(職員の職種、員数及び職務の内容)

1. 事業所に勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- ① 管理者 1名(常勤兼務、医師と兼務)  
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的になう。
- ② 従業者  
理学療法士 6名(主な従事者は3名 常勤兼務)  
作業療法士 3名(常勤兼務)  
歯科衛生士 1名(常勤兼務)  
従業者は、指定通所リハビリテーション及び指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たる。

### 第5条(営業日及び営業時間)

1. 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- ① 営業日 月曜日から土曜日までとする。ただし、国民の休日及び12月31日から1月3日までを除く。
- ② 営業時間 午前8時30分から午後5時00分までとする。ただし、土曜日は午後0時30分迄とする
- ③ サービス提供時間 営業時間内の1時間以上2時間未満とする。

### 第6条(通所リハビリテーションの利用定員)

1. 指定通所介護の利用定員は次のとおりとする。

- ① 1単位目 10名

### 第7条(通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションの内容及び利用料等)

1. 指定通所リハビリテーション及び指定介護予防通所リハビリテーションの内容は次のとおりとし、事業を提供した場合の利用料の額は介護報酬の告示上の額とし、当該通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションが法定代理受領サービスであるときは、その1割の額とする。

- ① 機能訓練
  - ② 健康チェック
  - ③ 送迎
  - ④ リハビリマネジメント
  - ⑤ 運動器機能向上(介護予防)
  - ⑥ 口腔機能向
2. 利用者の希望によりサービス提供時間を超えて行った通所リハビリテーションの費用は、徴収しない。
  3. 日常生活において通常必要となる費用で利用者が負担すべき費用は、実費を徴収する。
  4. 前各項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。

#### 第8条(通常の事業の実施地域)

1. 通常の事業の実施地域は、越知町・佐川町・仁淀川町・日高村の区域とする。

#### 第9条(サービスの利用に当たっての留意事項)

1. 従業者は、利用者に対して従業員の指示に従ってサービス提供を受けてもらうよう指示を行う。
2. 従業者は、事前に利用者に対して次の点に留意するよう指示を行う。
  - ① 気分が悪くなったときはすみやかに申し出る。
  - ② 共有の施設・設備は他の迷惑にならないよう利用する。
  - ③ 時間に遅れた場合は、送迎サービスが受けられない場合がある。

#### 第10条(事故発生時及び緊急時の対応)

1. 利用者に対するサービス提供により事故が発生した場合には、速やかに利用者の代理人、居宅介護支援事業者、市町村等に連絡を行うとともに必要な措置を行い管理者に報告する。
2. 利用者に対するサービス提供中に、利用者の病状に急変等、緊急事態が生じた時は、速やかに主治医に連絡し適切な措置を行い管理者に報告する。

#### 第11条(個人情報管理)

1. 事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのガイドライン」を遵守し、適切に取り扱うこととする。
2. 事業所が得た利用者の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については、必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。

#### 第12条(虐待防止のための措置)

1. 事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するものとする。
  - ① 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会を開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
  - ② 事業所における虐待防止のための指針を整備する。
  - ③ 事業所において、従業者に対し虐待防止のための研修を定期的実施する。
  - ④ ①～③に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。
2. 事業者は、虐待等が発生した場合、速やかに市町村へ通報し、市町村が行う虐待等に対する調査等に協力するよう努めるものとする。

#### 第13条(身体拘束の禁止)

1. 身体拘束の禁止原則として、契約者の自由を制限するような身体拘束を行わないこととする。  
ただし、緊急やむを得ない理由により拘束をせざるを得ない場合は事前に契約者及びその家族へ十分な説明を行い同意を得るとともに、その態様及び時間、その際の契約者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由について記録する。

#### 第 14 条(業務継続計画の策定)

1. 事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービス提供を継続的に実施し、非常時の体制での早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な対策をするものとする。
2. 事業者は、従業者に対し業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的を実施するものとする。
3. 事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

#### 第 15 条(衛生管理等)

1. 事業者は、事業所において感染症が発生しまん延しないように対策を実施するものとする。
  - ①事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
  - ②事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
  - ③事業所において、従業者に対し感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

#### 第 16 条(非常災害対策)

1. 事業所は、防火管理についての責任者を定め、非常災害に関する防災計画を作成し、非常災害に備えるため、定期的に避難・救出等訓練を行う。

#### 第 17 条(その他運営についての重要事項)

1. 事業所は、療法士の質的向上を図る為、研修の機会を設け業務体制を整備する。  
採用時研修:6ヶ月以内に実施  
継続研修 :年1回以上実施
2. 職員は業務上知り得た利用者及び家族の秘密を保持する。
3. 職員であった者に、業務上知り得た利用者及び家族の秘密を保持させる為、退職した後においても秘密を保持するべき旨を職員との雇用契約の内容とする。
4. この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は医療法人社団若鮎と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

#### 附 則

施行日：平成 12 年 4 月 1 日  
改訂日：平成 13 年 4 月 1 日  
改訂日：平成 20 年 8 月 1 日  
改訂日：平成 21 年 4 月 1 日  
改訂日：令和 5 年 4 月 1 日  
改訂日：令和 6 年 4 月 1 日